

岸和田水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 共同住宅等の料金の算定の特例について必要な事項を定めるほか、市町村域水道事業の業務の標準化に伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規程は、令和8年4月1日及び同年10月1日から施行します。